

当事者間で合意された期間の性質 ——消滅時効期間 (délai de prescription extinctive) と 訴権消滅期間 (délai de forclusion) ——

川 上 生 馬

- 第1章 はじめに
- 第2章 訴権消滅期間 (délai de forclusion) の概要
- 第3章 訴権消滅期間の合意による変更に関する判例・学説
- 第4章 おわりに

第1章 はじめに

日本の民法には権利消滅に関する期間の規定が数多く設けられている。
民法166条⁽¹⁾に規定される消滅時効や改正前民法566条⁽²⁾（以下、2017年改正

(1) 第166条

- 1項 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
 - 1号 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 2号 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2項 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3項 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(2) 第566条（改正前）

- 1項 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約

以前の規定については「改正前」を付す。)に規定される売買の目的物の瑕疵担保責任に関するいわゆる除斥期間などである。これまで、民法上の各種期間についての様々な研究がなされてきたが、契約当事者が合意により変更できる期間の対象として、時効期間や除斥期間を考察したものはほとんどみられない。他方で、取引実務では、広く権利行使期間に関する取り決めが約款上行われているとされる⁽³⁾。しかしながら、その内容は定められた期限までに請求しなければならないといった文言となっており、当該期間満了の法的効果は明示されていないのが一般ではないであろうか。古い判例ではあるが、権利行使期間に関する合意について争われた大審院昭和2年8月3日判決では、被告会社の定款第31条「当会社ハ株主配当金ニ付支払期限ヨリ満五ケ年ヲ経過スルモ其ノ請求ナキトキハ之ヲ支払フノ義務ヲ免ルモノトス」の有効性が争われた。原審は、「時効期限ヲ短縮スルコトハ舊ニ契約ノミナラス定款ヲ以テモ之ヲ為シ得ルモノナリ」として、時効期間の短縮を認めた。これに対し、大審院は、「当事者カ特約ヲ以テ権利ノ行使期間ヲ制限シ一定ノ期間内ニ請求セサルトキハ其ノ権利ハ始ヨリ成立セサリシコトトナリ若ハ期間経過ト共ニ当然ニ消滅スヘシト定ムル

をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2項 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。

3項 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内になければならない。

(3) なかでも、椿寿夫・三林宏編著『権利消滅期間の研究』(2006年、信山社)は、外国法の概要に加え、日本民法の期間に関する規定を網羅的に分析したものである。

(4) 法制審議会民法(債権関係)第12回会議(道垣内幹事発言)など。

コトハ苟モ其ノ権利ノ本質ニ反セス又公序良俗ニ背カサル限り之ヲ為シ得サルモノニ非ス而シテスル場合ニハ当該権利ハ特約ニ因リ如上ノ特質ヲ帯フルニ至ルモノト解シ得ヘクシテ必スシモ時効期間ノ短縮ヲ以テ目スルノ要アルコトナシ此ノ事ハ株式会社ニ於テ利益配当金支払請求権ニ付本件ノ如ク定款ヲ以テ其ノ行使期間ヲ限定シタルトキモ亦同様ニシテ株主ハ定款所定ノ制限ノ下ニ権利ヲ行使スヘキモノト解スヘキナリ」として、合意された期間については時効期間であると解釈する必要はなく、ただ当事者は契約により、また、定款によって権利行使を制限する特約を設けることができるとしている。しかしながら、権利行使期間について合意することができるその根拠や時効制度に抵触しないのかということについては同判決では言及されておらず、これについての研究もほとんど見られないのが現状である。⁽⁵⁾

議論の一致を見ないものの、従来、時効制度は「社会秩序の維持」,「立証困難の救済」,「権利の上に眠る者は保護しない」の3点に基づくものであると理解され、これらをもって時効制度は公益のための制度であるとされてきたといえよう。⁽⁶⁾時効期間が経過すると、これら3つの存在理由に支えられ、期間満了の効果として権利が消滅するとされ、その結果は正当化されてきたのである。

しかしながら、仮に権利行使期間が当事者間で自由に定めることのできるものであり、その効果が時効期間満了と同じであるとするならば、その

(5) 芦野訓和「除斥期間と近似の期間」椿寿夫・三林宏編著『権利消滅期間の研究』(信山社, 2006年) 133-146頁において、権利の存続期間に関する言及がみられる。そのほか、いわゆる権利消滅期間については同書において逐条的な検討がなされている。

(6) 梅謙次郎『訂正増補民法要義巻之一』(有斐閣, 1984年, 明治44年版復刻) 369頁, 富井政章『訂正増補民法原論第一巻』(有斐閣, 1985年, 大正11年合冊版復刻) 625頁など。

実はどうであろうか。法定された時効期間が5年であるのに対し、当事者間の契約によりこれを1年としたとする。すると、権利者は1年が経過した時点で権利を行使することができなくなり、義務者は権利者から請求を受けたとしても権利行使期間の満了をもって免責されることとなる。このような効果は一見すると時効期間満了の効果と一致するようにも思える。たしかに、これまでも日本において時効期間を合意により変更することは認められるとする学説は多く存在している。とりわけ、時効期間を短縮する合意については、時効期間を合意により短縮することは時効の制度趣旨に反しないため有効であるとする学説もあれば、⁽⁷⁾ 権利の行使可能期間を定めることの自由を認めるべきであるため有効であるとするもの⁽⁸⁾や、時効制度は片面的強行法規であり、証拠の問題上、延長は認めるべきではないが短縮は認められるとするもの⁽⁹⁾など、理由は区々ではあるが、その有効性は学説上長らく認められてきたものであるといえる。また、時効期間に関する合意は認められないとしても、権利行使期間に関する合意として読み替えを行うことで、当事者間の合意を有効なものとするべきとの考えなども見られた。⁽¹⁰⁾この中で、本稿において注目しているのが、権利の行使可能期間や権利行使期間と呼ばれる期間である。合意の可否の根拠について言及する際に、これら期間が引き合いに出されているが、そもそもこれら期間はどのような権利に関する期間であるのかなど、これまで踏み込んだ議論はなされてこなかったように思える。

本稿は、この問題を考察するための1つの参考として、時効期間および

(7) 金山正信『民法総則』（ミネルヴァ書房、1956年）253頁。

(8) 岡松参太郎『註釈 民法理由 上巻 総則編』（有斐閣、訂正12版、1899年）373-374頁。

(9) 中島玉吉『民法釈義卷之一』（金刺芳流堂、1915年）812-813頁、幾代通『民法総則』（青林書院、1984年）548-549頁。

(10) 舟橋諄一『民法総則』（弘文堂、第5版、1955年）171-172頁。

訴権消滅期間 (délai de forclusion) の区別についての議論があるフランス法の状況 (主に2008年改正後の状況) について、判例・学説を概観する。フランスにおいては古くから時効期間とそれに類似する期間に関する議論が行われており、2008年時効法改正の目的にも類似した期間の整理が挙げられていた。そこで、改正時にどのような議論がなされたのか、そして改正によりどのようなすみわけがなされ、両期間に関する合意はどのように取り扱われているのかを見ていくこととする。以下では、第2章においては、フランス法における訴権消滅期間の概要について確認し、次に、第3章において訴権消滅期間に関する合意についての判例および学説を考察する。最後に第4章にて本稿のまとめと今後の課題などについて言及したい。

第2章 訴権消滅期間 (délai de forclusion) の概要

第1節 2008年改正の経緯

第1款 改正直前の議論状況

古くから予定期間 (délai préfix) に関する議論は多くあるが、本稿では訴権消滅期間の合意による変更に焦点をあてるため、2008年改正に大きな影響を与えたと考えられる⁽¹¹⁾、当時の状況をまとめた Bénabent の「消滅時効法の混沌《Le chaos du droit de la prescription extinctive》」と題する論文をもとに当時の状況を概観する。同論文の中の「予定期間の謎

(11) P. Catala, AVANT-PROJET DE REFORME DU DROIT DES OBLIGATIONS (Articles 1101 à 1386 du Code civil) ET DU DROIT DE LA PRESCRIPTION (Articles 2234 à 2281 du Code civil) p. 171; B. Fauvarque-Cosson et J. François, Commentaire de la loi du 17 juin 2008 portant réforme de la prescription en matière civile, Dalloz 2008 n° 36, p. 2512 など、草案の趣旨説明や改正後の時効法解説を行った論文においても引用されるなど、Bénabent の同論文が改正に与えた影響は大きいといえると思われる。

《L'enigme des délais préfix》という節で、Bénabent は、根拠、基準、制度の順で予定期間について言及しており、その中で訴権消滅期間についても言及しているため、以下、その順に従って概観していく。

(1) 根拠⁽¹²⁾

まず、根拠について、Bénabent は予定期間の根拠は理解しがたいものであるとしている。すなわち、公序の概念はなぜある期間が公序であり、またある期間が私的秩序 (ordre privé) であるのかを説明していないとする。また、債権者の懈怠に基礎を置く制裁 (sanction) の概念は一見したところ魅力的であるが、なぜ無能力者 (incapacité) のための時効期間の停止が拒まれるのか説明していないとする。⁽¹³⁾ すなわち、無能力者は単独で権利を行使することができないからこそ、時効期間については停止するとされているのであり、また、それは訴権についても同じであるにもかかわらず、訴権消滅期間については無能力者であったとしても期間が進行し、期間が満了すれば訴権消滅という効果が発生してしまうことを疑問視している。そして、時効期間と訴権消滅期間の2つの概念は、それらを説明する何かを明らかにすることなく、概念のある程度の理解しか説明されていないと批判する。⁽¹⁴⁾ 要するに、Bénabent は両期間の明確な区別基準が示されることなく、両期間が運用されていることに疑問を呈しているものといえよう。

(2) 基準⁽¹⁵⁾

次に、基準について、なぜある期間が予定期間であるのか分かっておら

(12) A. Bénabent, *Le chaos du droit de la prescription extinctive*, in *Mélanges L. Boyer*, Toulouse, 1996, p. 130-131.

(13) *Ibid.*

(14) *Ibid.*

(15) Bénabent, *supra* note 12, p. 131.

ず、正確にどの期間が存在しているのかを決定することができていないので、時効期間と予定期間の区別の基準も曖昧であると述べている。実際、同一の期間であっても時効期間とされることもあれば予定期間とされることもあるばかりでなく、おそらく同じ概念に基づく時効期間よりも長い期間の予定期間も存在している⁽¹⁶⁾として、単に期間の長さだけで時効期間であるか予定期間であるかを区別することが困難であることを示している。そのため、結局は法律によって当該期間が時効期間であるのか訴権消滅期間であるのかを指定することに任せざるを得ないとする。もっとも、法律による期間の性質の指定がなされていることは稀にはあるが、もっぱら言及されていない状況にある。たとえば訴権消滅期間 (*délai de forclusion*)、もしくは失権期間 (*délai de déchéance*) と明示している場合においても、裁判所がその明示された期間を軽視して異なる性質の期間として決定する場合もあると指摘する。その一例として、破毀院全部会1977年1月14日判決において、航空運送業者に対して訴えるための期間であり、経過すれば失権の罰を受ける (*sous peine de déchéance*) 2年の期間は予定期間としてはみなされないとされたものを挙げている⁽¹⁷⁾。また、期間の性質決定が一度判例によりなされたとしても変更されることがあると指摘する⁽¹⁸⁾。

(3) 制度⁽¹⁹⁾

最後に制度について、その不明瞭さが極みに達し、それゆえ、裁判所が

(16) 具体的には、改正前民法典1648条の短い期間《*bref délai*》は予定期間ではないが、建物建築請負人の責任の10年の期間は予定期間であるとの説明がなされている。

(17) A. P. 14 janvier 1977, D. 1977, 89.

(18) 破毀院商事部1972年3月14日判決について破毀院商事部1991年10月10日判決によって、営業財産の販売 (*vente*) を非難する (*attaquer*) ための1年の期間について方向転換 (*revirement*) が行われた。

(19) Bénabent, *supra* note 12, p. 131-132.

明確な基準を見出すことができず、個別具体的な判断を行っている状況にあることを指摘している。訴権消滅期間や失権期間は公序のためのものであり、裁判官が職権でこれを処理することができる⁽²⁰⁾とされている。もっとも、予定期間として認められているレジオン（過剰損害：lésion⁽²⁰⁾）による取消（rescission）訴権の2年の期間について、裁判所は裁判官の職権では当該期間満了の効果を宣言できないと判断したことがあると指摘する。また、両期間は「訴権の提起に対しては一時的なるも、抗弁の提起に対しては永久的なり。“*Quae temporalia sunt ad agendum, perpetua sunt ad excipiendum.*”」の法原則（règle）を免れるが、これについて2つの方向性を示す裁判例を見つかることができる⁽²¹⁾ともする。さらに、両期間は停止することができないが、「訴え得ざる者に対しては時効は進行しない。“*Contra non valentem agree non currit praescriptio.*”」の法原則⁽²²⁾を妨げることなく、無能力者のための停止にしか適用される価値がないとする。

最後に、それらは中断することはできないが、その表現は曖昧であると

(20) 双務契約の当事者については相互の給付の間に、分割の当事者についてはそれぞれの取得分の間に、不平等が存することにより被る損害を過剰損害という。山口俊夫『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002年）331頁。

(21) 原告として訴権を行使することは一定期間内に限られるが、これに反し、被告はみずから欲するときに原告が訴権を甲押しすることを求め得ないから、訴権に対応するすべての抗弁は永久的に対抗が可能である。例えば、契約解除の訴権の消滅時効は10年であり、10年経過後に利害関係人に対して契約の履行を訴求するときは利害関係人はなお無効の抗弁をもって対抗することができる。（山口・前掲注(20) 647頁）

(22) フランス法の同法原則については、香川崇「消滅時効の起算点・停止に関する基礎的考察—フランス法における『訴えることのできない者に対して時効は進行しない（Contra non valentem agere non currit praescriptio）』の意義（1）（2・完）」富大経済論集54巻1号、同3号、69-110頁、461-501頁（2008-2009年）などに詳しい。

し、裁判所への呼出しにより中断することは明白であり、手続き中は期間は進行し続けなくとする。ただし、他の中断方法については訴権消滅期間に効果がなく、予定期間は承認によっても差押前支払催告（commandement⁽²³⁾）によっても、また同じく支払命令（injonction de payer⁽²⁴⁾）や無管轄の裁判官への呼出しによっても中断しないとする。この趣旨に固執する近時の判決はそのうえで、破毀院が無頓着に（allègrement）（旧）2244条の1985年の改正（réécriture）（「差押前支払催告，差押えは時効および訴えのための期間をも中断する」）を無視していると示す。ただ，かかる点については具体的な判例などに言及が及んでいない。

このように，Bénabent は改正前における予定期間（訴権消滅期間を含む）に関して，まずその根拠が不明瞭であり，時効期間と予定期間については正確な区別なく運用がなされていることを指摘し，次に，時効期間と予定期間の区別基準についても正確なものが示されていないため，裁判所の判断が分かれている状況にあることを指摘している。そして予定期間という制度そのものが不明瞭であるため，時効の中断や停止に関する規定の適用の有無についても混乱が起きているとしている。

第2款 カタラ草案

以上のような混沌とした状況を解消しなければならないことは，2008年改正法の草案であるカタラ草案においても指摘されていた。カタラ草案においては，時効期間の見直しや時効期間の合意による変更についてなど，時効制度の大幅な改正が提案されていた。訴権消滅期間については，時効

(23) 債務の弁済催告であり，当該通達行為の債務名義につき債務者を付遅滞に付し，差押の執行を予告する弁済の催告を指す。（山口・前掲注(20) 89頁）

(24) 裁判官による金銭債務の履行命令（山口・前掲注(20) 291頁）

に関する規定の草案を担当した Malaurie が、カタラ草案の概要をまとめた報告書の中で言及している。すなわち、時効に類似した期間として、「予定期間 (délais préfix), 訴権消滅期間 (délais de forclusion), 保証期間 (délais de garantie), 手続期間 (délais de procédure) があり、これらの期間の曖昧さ (incertitude) が頻繁に起こる訴訟の一因となっている⁽²⁵⁾」と指摘している。しかしながら、具体的な問題点についてまでは言及しておらず、また、同報告書で示された条文案では訴権消滅期間に関するものは何も提案されていなかった。

第3款 元老院第一読会

(1) 予定期間に関する現状分析

元老院第一読会では、「予定期間 (délais préfix) の謎」として、まず、判例や学説により予定期間と性質決定されている期間は、より厳格に合目的性や制度によって時効とは違うものとみなされているとする。しかしながら、判例や学説はフランス法の大きな謎の1つとされているとする。実際、合目的性の基準 (critère) および期間 (durée) の根拠については次のような理由で、時効期間と予定期間を区別するには十分なものではないとする。つまり、前者については、時効が取得または解放の手段であり、予定期間が一般的に訴えのための期間 (訴権消滅期間に帰着し、かつては失権 (déchéance) と呼ばれていたもの) として解釈されること、および、後者については一般に予定期間は短期のものであるが、予定期間ではない短い期間もあることから、区別する際の根拠としては不十分であるとする。そのうえ、予定期間に適用される時効期間の規定よりもより厳格と考えられている規定は画一的 (uniforme) でなく、それらの違いは次第に判例に

(25) Avant projet, *supra* note 11, p. 171-172.

よって捨象されたとする。さらに、予定期間は中断せず、また停止せず、そして公序のためのものであるので、裁判官によって職権で処理されなければならないとし、合意による変更の対象とはなり得ないということを肯定してきた慣習がある。しかし、時効期間との対立（opposition）はまだ決して決着のつけられたものではないとするなど、時効期間と予定期間の区別が曖昧であることは法的安定性を大きく損なうものであるとされている。⁽²⁶⁾

以上のように、元老院第一読会においても訴権消滅期間を含む予定期間と時効期間との区別が曖昧であることが指摘されており、委員会で提案された条文案の検討へと議論は移っていく。

（２）条文案の検討

条文案では、訴権消滅期間（すなわち予定期間）は、異なる規定を除けば、時効に関する規定の適用を受けない旨を民法典に明示することが提案されており、この解決は一見すると情報委員会（la mission d'information）の提示した案（場合によっては特別な規定を維持しつつも、訴権消滅期間、予定期間が時効期間の規定と同じ規定に服することの原則を置くとする⁽²⁷⁾案）に反しているように思われるとする。しかしながら、以下の理由から反対の規定を置く場合以外には適用がないとする条文案を支持している。

(26) Rapport fait au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale (1) sur la proposition de loi de M. Jean-Jacques HYEST portant réforme de la prescription en matière civile, Par M. Laurent Béteille, N° 83 4 [L'énigme des délais préfix]

https://www.senat.fr/rap/107-083/107-083_mono.html

(27) Recommandation n° 16 : poser le principe de la soumission des délais dits de forclusion ou préfix au même régime que délais dits de prescription, tout en conservant au cas par cas des règles spécifiques.

すなわち、今現在存在している予定期間のすべてを調査することは不可能であること、および、2008年時効法改正案の中で、予定期間の妥当性につき個別具体的に検討せずに予定期間の固有の規定に終止符を打とうとする試みは危険であることから、情報委員会の案に反対している。そのため、正確に予定期間にも適用される時効に関する規定を列挙することにより、提案された条文は現在よりも法的安定性を向上させることを可能としている⁽²⁸⁾とする。

かくして、元老院第一読会は、「訴権消滅期間には、法律による異なる規定がない限り、この章の規定は適用されない。」とする条文案を示し、次に同規定の内容について以下のように説明する。

上記の条文は、訴権消滅期間、同じく予定期間⁽²⁹⁾および失権期間については、法律に異なる定めがない限り、時効の章の規定が適用されないとするものである。報告者は、一般報告において、これら期間の特色、特定の困難性、および時効期間との明確な区別の利益を強調していた。委員会により提案された規定は、経過規定法 (droit transitoire) と消滅時効の中断のうち裁判上の請求と強制執行についてのみ訴権消滅期間に適用があるというものである。その結果、訴権消滅期間は法律により定められるか、さもなくば判例により定められる固有の起算点を持たなければならず、また、停止する余地も合意により変更する余地もないこととなる⁽³⁰⁾としている。そ

(28) Rapport N°83, 2 「Spécifier que les délais de forclusion ne sont pas soumis au régime de la prescription extinctive, sauf dispositions contraires.」
https://www.senat.fr/rap/107-083/107-083_mono.html

(29) 元老院第一読会では、一方で訴権消滅期間と予定期間を「すなわち」で言い換えている場面もあれば、他方で、このように訴権消滅期間と並列して予定期間の語を用いるなど、訴権消滅期間 (forclusion) の語の指す内容が統一されていない。

(30) なお、Hystによる提案 (<https://www.senat.fr/leg/ppl06-432.html>) に

の後、国民議会においても元老院第一読会と同じ内容の議論が展開されて⁽³¹⁾いる。

第2節 訴権消滅期間の概要

以上のような紆余曲折を経て定められた訴権消滅期間に関する民法典2220条は、「訴権消滅期間には、法律による異なる (contraire) 規定がない限り、この章 (時効の章：筆者注) の規定は適用されない」との規定を設けている。時効の章の中で、訴権消滅期間に適用が認められるものとしては、裁判上の請求による時効の中断を定めた2241条⁽³²⁾や強制執行による時効の中断を定めた2244条⁽³³⁾が挙げられる。他方、訴権消滅期間満了について裁判官は職権でこれを処理することができる⁽³⁴⁾としたり、起算点が固有の規定によって別途定められている点では、訴権消滅期間に特有の制度が存在することとなる。ただし、2008年6月17日の法律の時効法改正部分の紹介を行った《*Commentaire de la loi du 17 juin 2008 portant réforme de la prescription en matière civile*》では、フランス法の複雑さは期間の多様性

は訴権消滅期間に関するものは一切存在しなかったと指摘されている。
(https://www.senat.fr/rap/107-083/107-083_mono.html)

(31) Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la république sur la proposition de loi (N° 433), adoptée par le Sénat, portant réforme de la prescription en matière civile, par M. Émile Blessig, Député.

<http://www.assemblee-nationale.fr/13/rapports/r0847.asp>

(32) フランス民法第2241条1項

「レフェレと同じく裁判上の請求は、時効期間および訴権消滅期間を中断する。」

(33) フランス民法第2244条

「時効期間または訴権消滅期間は、強制執行によっても中断する。」

(34) C. Biguenet-Murel, *Dictionnaire de la prescription civile*, Editions Francis Lefebvre, 2010 p. 202-203.

のみならず期間の性質の多様性にも由来するものであるとし、とりわけ予定期間または訴権消滅期間は際限なき混乱の原因であるとする。かかる点にくわえて、2008年法はこの点に関してほとんど十分ではないとして、改正によっても期間の複雑さが解消されていないと評価している⁽³⁵⁾。

このように、フランス法において訴権消滅期間について時効期間と区別する旨の規定が設けられるなど、一部改正が行われたものの、その内容は不十分なものであると評価されていた。このような改正の後、訴権消滅期間に関する合意についてはどのように捉えられているであろうか。元老院での改正論議においても触れられていたが、訴権消滅期間については民法典2254条の適用がなく、当事者が合意により当該期間を変更することはできないと説明されている⁽³⁶⁾。同条1項の規定は、当事者は1年から10年の間で時効期間を自由に定めることができるというものである。旧フランス時効法⁽³⁷⁾における裁判例および学説は、時効期間の合意による変更を認めていたが、時効期間の合意による過度な短縮については、これを禁じていた⁽³⁸⁾。また、時効期間の合意による延長に関しては、学説上、一般の時効期

(35) Fauvarque-Cosson et François, *supra* note 11, n° 36, p. 2516.

(36) Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la république sur la proposition de loi ((N° 433), adoptée par le Sénat, portant réforme de la prescription en matière civile, par M. Émile Bessig, Député.

<http://www.assemblee-nationale.fr/13/rapports/r0847.asp>

Fauvarque-Cosson et François *supra* note 11, n° 36, p. 2517.

(37) 2008年6月17日改正以前のフランス民法典の時効の規定を指す。

(38) T. civ. Seine, 7^e ch. 26 fév. 1929, Gaz. Pal. 1929, 1, p. 783, T. civ. Périgueux, 6 juill. 1954, Gaz. Pal. 1954. 2. p. 278, etc.

G. Baudry=Lacantinerie et A. Tissier, *Traité théorique et pratique de droit civil: De la prescription*, Paris, 1895, n° 98, p. 67, G. Marty et P. Raynaud, *Droit civil*, T. 2, Paris, 1962, n° 867, p. 869, etc.

フランス法の当時の状況については、拙稿「時効期間の合意による変更—

間を超えることはできないとされており、30年の期間は公序のための期間であるとされていた。⁽³⁹⁾カタラ草案においては、上限期間が10年とされており、これが時効の最長期間とされていた。これを受けて、時効期間の合意による変更によって定めることのできる最長期間もまた10年に設定されていたと考えられる。⁽⁴¹⁾

以上を踏まえると、まず、合意により定めることのできる最短期間（1年）は過度に短い期間を当事者間で定めることで、事実上権利を行使する機会を奪わないことを目的として定められたものであるといえる。他方で、合意により定めることのできる最長期間（10年）は、長すぎる時効期間が設定されることで、債務者に長きにわたる証拠保全や訴追の可能性といった過度な負担がかからないようにするという目的をもって定められたものであると考えられる。⁽⁴²⁾よって、当事者間において、一定期間の経過により権利消滅をもたらす消滅時効の期間を定める際、1年を下回るもの、または、10年を超えるものは許容しがたいものであるがゆえに、両限界期間

2008年フランス時効法改正以前の議論を中心に」を参照されたい。

(39) Baudry=Lacantinerie et Tissier, *supra* note 38, n° 65, p. 49.

(40) 起算点や時効の中断・停止、期間を変更する合意があったとしても、あらゆる訴権は債務が発生した後10年で時効にかかる。

(41) 最終的に、上限期間については、2232条で「時効の起算点の延期、停止または中断は、その効果として、権利の発生の時から20年を超えて消滅時効期間を伸張することができない。」と定められたため、この点上限期間と時効の延長の限界期間とは開きが生まれたこととなる。

(42) 2008年法改正の最大の目的は30年という長すぎる一般の時効期間の短期化であったところ、合意により従来のような期間を設けることができしまうと改正の趣旨が没却されるため、10年が最長期間とされたと考えられる。

(43) フランス民法第2219条

「消滅時効は一定期間の権利者による権利不行使により生じる権利の消滅の態様である。」

が設けられているのである。これに対し、2254条の文言には「forclusion」の語が含まれておらず、訴権消滅期間には同条の適用がないため、当該期間を合意により変更することはできないとの見解が改正論議の中で示されていた⁽⁴⁴⁾。また、2008年の時効法改正に関する概説書においても、訴権消滅期間の項目において、原則として予定期間は公序のためのものであると考えられるため、いかなる合意による変更も禁じられているとし、いくつかの場面においては明示的にすべての変更条項が無効であることが規定されているとする⁽⁴⁵⁾。そして、改正により期間の中断が認められる場面が規定されたとしても、訴権消滅期間の性質には変更はなく、合意による変更は公序の性質を理由に認められないとする⁽⁴⁶⁾。

第3節 小括

以上見てきたように、2008年改正以前から訴権消滅期間の混沌とした状況が続いており、草案作成時においても混沌とした状況の解消の必要性が示されていたが、結果、改正によっても訴権消滅期間に関する規定が十分には整理されなかったとされている。ただし、その中でも2220条は訴権消滅期間については特別の定めのない限り、時効に関する規定の適用がないことを示していた。同条に従うと、時効期間の合意による変更に関

(44) Rapport fait au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale (1) sur la proposition de loi de M. Jean-Jacques HYEST portant réforme de la prescription en matière civile, Par M. Laurent Béteille, N° 83.

https://www.senat.fr/rap/107-083/107-083_mono.html.

(45) Biguenet-Maurel, *supra* note 34, p. 244. 具体例として、完璧な完成、建造者 (constructeur) の良い働きの10年の保証の及ぶ範囲を締め出し、または制限することを目的とする条項を定めることは禁止されているとする。(フランス民法典1792条の5, 1792条の3)

(46) *Ibid.*

する2254条には「forclusion」の語が含まれないことから、訴権消滅期間については合意の余地はないように思われる。しかしながら、裁判例上は訴権消滅期間を合意により変更することが認められており、その際、2254条の適用がないため1年という下限の期間を下回る期間を定めることも可能であるとしている。このような裁判例の考えは、訴権消滅期間の合意による変更が「公序」を理由に認められていないとされていたことと矛盾するのではないであろうか。そこで、果たしてフランス法において訴権消滅期間に関する合意はどのように理解されているのか、また、時効期間の合意による変更との差異は認められるのかを考察し、訴権消滅期間に関する合意の在り方について考えたい。

第3章 訴権消滅期間の合意による変更に関する判例・学説

第1節 訴権消滅期間の合意による変更に関する判例

以下では、訴権消滅期間に関する合意を破毀院として初めて認めた①商事部2016年1月26日判決および②商事部2016年3月30日の判決を以下では取り上げる。この2つの判決を検討する理由は、本稿の問題意識に対応し得る破毀院判決は管見の限りこれら2つの判決に限定されるものと思われるからである。⁽⁴⁷⁾そこで、両判決をもって裁判所がいかなる判断基準をもって時効期間であるか訴権消滅期間であるかの判断を行い、そして、訴権消滅期間に関する合意がなぜ有効とされているのかを確認したい。

(47) なお、Bénabent (A. Bénabent, Droit des obligations, LGDJ, 2017, 16^e édition, n°863 p. 664-665.) や Terré (F. Terré, Ph Simler et Y. Lequette, Les obligations, Dalloz, 2019, 12^e édition, n°1765 p. 1836.) の主要テキストや時効法について概要をまとめた Mignot (M. Mignot, Prescription extinctive.-Dispositions générales, JCI, Fasc. 10, 2017, n°123.) も①判決を取り上げるにとどまっている。

①破毀院商事部2016年1月26日判決⁽⁴⁸⁾

2004年11月2日、A銀行がB会社に融資（2006年9月30日まで）を行い、Cを連帯保証人とした。A銀行とCとの契約においては、「融資の終了の時から2年間、A銀行はCに対して訴えることができる」とされており、証書（acte）は2年の期間は支払いの債務の名目で保証人に対して訴えることを銀行に認めるために定められたものであることを明確にしていた。2011年5月27日、A銀行は保証契約に従い、Cの給与を差し押さえたところ、Cは、2008年9月30日に期間が満了しており、自身の債務は存在しないと主張した。これにつき原審はA銀行の請求を認め、保証人の賃金の差押えを許可した。原審によると、保証人CがA銀行に支払訴権を与えることを認めるための2年の延長された貸借の期間のために約束した条項は、時効期間の合意による変更を構成していて、この期間は2246条の適用によって2007年6月26日に主たる債務者たるB会社に対して開かれた集団訴訟の負債としてA銀行の債権の請求の効果によって中断していた。したがって、当該手続きがまだ終わっていない結果、保証人に対する銀行の訴権は、2年の合意された期間が中断されている間存在し続け、なんら失権などの効果は生じていないというものであった。原審の判断に対し、Cは、契約条項によると合意された期間は訴権消滅期間であり、時効期間についてのみ中断すると規定する2246条はこの場合適用されず、原審の判断は2246条の適用を誤っており、また、旧⁽⁴⁹⁾1134条を適用しなかったとして、破毀申立てを行った。これに対し破毀院は、AC間の合意は銀行が訴え出るための猶予（期間）を定める（fixer）目的でなされたものであり、当該期間は訴権消滅期間であるため、旧1134条により当該合意は

(48) Cass. Com., 26 jan. 2016, Bull. Civ. I, n° 12, JurisData: 2016-001206.

(49) 判決当時は1134条であったが、2016年の改正により現在は1102条に引き継がれているため、以下では「旧」を付すこととする。

有効であると判示した。

〈分析〉

本判決において、訴権消滅期間について当事者は旧1134条を根拠に合意により変更することができる⁽⁵⁰⁾とされている。しかし、判決からは具体的になぜ本件において合意された期間が訴権消滅期間といえるのか、また、当該合意の有効性の判断基準などは示されていない。すくなくとも、当事者でなされた合意が公序に反しないものであるとの趣旨であることは理解できるが、その内容は不明瞭なものとなっている。

同判決に対する評釈では、まず、本件において破毀院に示された問いは、定められた期間内に債権者の訴える権利 (droit d'agir) を制限する条項の性質とはいかなるものであるのか、および、訴権消滅期間の条項の有効性の2点であるとされている。そして、同判決が2008年に時効法が改正されて以来、はじめて明確に訴権消滅期間に関する条項の有効性を認めたものである⁽⁵⁰⁾とされている。

また、破毀院商事部は「訴えるための権利に関する期間を定める条項」は、訴権消滅期間に関する条項となるとするが、それは時効の短縮条項でも同じに思えると Balat は指摘している。そして、同判決の視点にたつならば、両者に性質の違いがあることになるが、それは当事者が期間を定めた時点での文言で決定されることとする。しかし、破毀院は両期間⁽⁵¹⁾の性質の違いなどについての説明は行っていないとも指摘する。

(50) N. Balat, *Validité des clauses de forclusion*, La semaine juridique entreprise et affaires n° 16-17, 2016, 1243.

(51) *Ibid.*

②破毀院商事部2016年3月30日判決⁽⁵²⁾

X会社が公認会計士の任務懈怠により生じた損害の賠償を当該公認会計士の所属するY会社に求めた。これに対し、Y会社は、本件損害はX会社の監査役とY会社の代理人が参加した会議の日である2010年5月26日の時点で明らかとなっているため、訴権消滅期間の起算点はその日となる。そして、契約条項には、賠償請求は損害の発生を知った日から3カ月以内に行わなければならないと定めてあるため、X会社が賠償請求をした2011年6月1日には、当該期間はすでに満了しており、X会社の請求は認められないと主張した。この主張に対して、X会社は、3カ月という期間はあまりに短い期間であり、2254条1項に違反していると反論した。これにつき破毀院は、損害を知ってから訴えるまでの期間については、合理的な (reasonable) 期間があったと認められなくはなく、また、本件期間は訴権消滅期間であるため、2254条の適用はないと判示した。

〈分析〉

契約により定められた期間は3カ月であり、1年を下回っているが、破毀院は合理的な (reasonable) 期間であるとしている。また、破毀院は当事者により合意された期間は訴権消滅期間であるとし、時効期間と区別している。しかしながら、いかなる根拠により本件において合意された期間が訴権消滅期間であるといえるのか明らかにしていない。①判決が示した基準を用いた様子もみられないため、本判決から判断基準を見出すことは困難であろう。

(52) Cass. Com., 30 mars 2016, JurisData : 2016-006725.

〈まとめ〉

以上のように、当事者間で合意された期間が時効期間であるのか訴権消滅期間であるのかについては、①判決で「訴えるための権利に関する期間を定める条項」であるか否かという基準が示されていた。しかしながら、この基準は、実質的なものとは言い難いであろう。たとえば、当事者が期間を定める際に、「訴権」の語や「訴える」という語を用いれば2254条の適用を避けることができ、そうでなければ同条の適用を受けることになってしまう。これでは法的安定性が確保されているとは言い難いのではないであろうか。そこで、以下では、いかなる基準をもって当事者間で合意により定められた期間が時効期間または訴権消滅期間であるかの判断基準を明確にするため、学説を概観する。

第2節 訴権消滅期間の合意による変更に関する学説

時効期間と訴権消滅期間の区別については、Leveneur が破毀院第三民事部2016年6月2日判決の評釈の中で、非常⁽⁵³⁾に重要な問題であると同時

(53) Cass. 3e civ., 2 juin 2016, JurisData: 2016-010657.

概要：X夫妻は2009年10月13日、Yに区分所有の形で面積131,07m²の不動産を売却した。しかし、Yが測量士（géomètre-expert）に依頼して測定したところ、105,10m²しかなかった。そこでYは2010年6月24日、29日、X夫妻を呼び出し、またX夫妻は不動産の免責について調査したA会社そして不動産コンサルタントのB会社、そして不動産仲介業者を呼んだ。2010年10月7日のオールドナンスによりレフェレの裁判官は不動産の測量をする鑑定士を指名した。その後、鑑定士が行った測量の結果について記された2011年2月8日の報告書によると、面積は104,7m²であることが明らかとなった。そこで、同年10月11日、YはX夫妻に対して不動産の価格の減額請求を行った。これに対し、X夫妻は1965年7月10日の法律第46条に規定されている減額訴権の1年の期間が経過しているため、Yの請求は認められないと反論した。争点は、当該期間に対し時効の停止の規定の適用があるか否かであった。

に、警戒が必要であると警鐘を鳴らすなど、両期間の区別の必要性が認識されている。⁽⁵⁴⁾

両期間の区別は、期間に関する合意の有効性とも関連している。2008年時効法改正過程において議論されていたのと同じく、訴権消滅期間については合意により変更できないとする学説がある。⁽⁵⁵⁾ たしかに、2254条は訴権消滅期間の合意による変更については何も規定しておらず、2220条は、時効に関する民法典第3編20章の条文は「異なる規定がない限り」訴権消滅期間には適用がないとしているため、両条文をあわせると訴権消滅期間については合意による変更が認められないように思える。たとえば、Maurie は、単に訴権消滅期間は停止することなく、また、合意により変更することはできないとしている。そして、破毀院判決後、当事者は合意によって訴権消滅期間の創出する (créer) ことが可能になったことに言及した上で、法政策の観点から、この自由は改正法が時効に関する諸規

原審は、1965年7月10日の法律第46条に規定されている期間は、期間の経過により立法者が予定していた制裁として失権の効力が生じる訴権消滅期間 (délai de forclusion) であるとして時効期間の停止の規定の適用はないとしたが、破毀院は、同期間は時効期間であるとしている。

なお、同判決は当事者が期間についての合意を行った事案に関するものではないため、ここで取り上げるにとどめる。

(54) Laurent Leveneur, *Délai de forclusion ou de prescription: la qualification est importante*, CCC n°10, 2016, comm.205, p. 4-5.

Leveneur は、時効期間であるか権利行使期間 (forclusion) であるかによって、中断・停止の規定の適用の可否が変わってくるため、両期間の区別を考えることが重要であると指摘する。そして、本判決において、当該期間が訴権消滅期間 (délai de forclusion) であると判断されたとしてもそれは決して驚くべきことではないとし、今後の判例の蓄積を期待したいとする。

(55) 主なものとして Terré et al. *supra* note 47, n°1765 p. 1836; Ph. Malaurie, L. Aynès et Ph. Stoffel-Munck, *Les obligations*, LGDJ, 2016, 8^e édition, n°1223 が挙げられる。

範を変更する権限に課す制約とは両立しがたいものであると指摘する⁽⁵⁶⁾。以上のように、字義通りに解釈を行い、訴権消滅期間については合意により変更できないとする考えも見られる。しかしながら、これまで見てきた通り、判例上、訴権消滅期間を合意により変更することは認められており、Maurie 自身も、破毀院判決後、当事者は合意によって訴権消滅の創出する (créer) ことが可能になったと言及している。そのため、訴権消滅期間に関する合意が認められるか否かという議論から、現在は、いかなる基準をもって訴権消滅期間と時効期間を区別するかに議論が移っている。以下では、2008年改正後に訴権消滅期間に関する合意の中で、両期間の区別に言及した学説について概観する。

時効期間と訴権消滅期間との区別について論じた Rouvière によれば、消滅時効は、期間の経過によって権利の消滅を証明するものであると定義されており、破毀院も時効に推定の機能、それゆえ証明の機能があるとの判断を行っていたと紹介する⁽⁵⁷⁾。くわえて、時効の中断は、期間経過による証明という目的が転覆されることにより正当化されるものであるとする⁽⁵⁸⁾。他方で、訴権消滅期間は、迅速ではない行動を制裁する概念に基づくものであるとされており、その特徴が顕著に表れているものとして控訴のために設けられている1カ月の期間 (民事訴訟法典538条) を例に挙げる⁽⁵⁹⁾。訴権消滅期間についてはこのほかにも、「訴権消滅や失権は民事手続期間の制裁⁽⁶⁰⁾」であったり、法律用語辞典においても、「訴権消滅期間は定められ

(56) Malaurie et al. *supra* note 55, n° 1223.

(57) F. Rouvière, *La distinction des délais de prescription, butoir et de forclusion*, LPA, 2009, p. 3-4.

(<https://hal.archives-ouvertes.fr/hal-01141901/document>)

(58) Rouvière, *supra* note 57, p. 4.

(59) Rouvière, *supra* note 57, p. 7.

た期間内での手続行為の実行の欠如の制裁である⁽⁶¹⁾」や、「訴権消滅期間は法定期間、合意された期間、裁判の (judiciaire) 期間内の実行の欠如のために権利または訴権に適用される制裁である⁽⁶²⁾」と定義されるなど、期間内に訴権を行使しなかったことに対する制裁として訴権が剥奪されるとの理解が広くなされているといえる。

(i) Balat は、①判決の評釈において、以下のように述べる。すなわち、2008年6月17日の法律により定められた2254条は明白に消滅時効期間を合意により変更する条項の有効性を認めており、これにより同じく当事者は条文により定められていない合意による時効を創出する自由をも持つと推論されるとする。そして、合意による訴権消滅期間を構成する条項は、当事者が何から何まで作る条項であって、訴権消滅期間は権利の実行 (exercice) を制限するためのものであるという立法者の理解や規定の予測外の性質を有するようになっていると指摘する。また、訴権消滅期間を創出する条項は当事者が条文によりすでに定められている訴権消滅期間を合意により変更する条項とは区別され得るものであるとする。くわえて、合意によって訴権消滅期間を作り出すことが認められていることを基礎とする当事者は、条文により定められる強行的でない (non impératif) 訴権消滅期間を合意によって変更することの自由も認められると解釈しており、その根拠は合意の自由を定める旧1134条に求められるとする。さらに、訴権消滅期間の条項の有効性を拒否することは、法政策 (politique juridique) の面で、決定的な理由なしに古くから認められてきた有効な方

(60) Mignot, *supra* note 47, n° 112.

(61) R. Cabrillac, *Dictionnaire du vocabulaire juridique 2020*, LexisNexis, 11^e éd., 2019, p. 265.

(62) G. Cornu, *Vocabulaire juridique*, puf, 12^e éd., 2018, p. 473.

法を非難することになるとして、訴権消滅期間に関する合意が改正以前から認められてきたことも取り上げる。このように訴権消滅期間に関する合意は認められるとするが、時効との区別が困難であり、①判決はこの点については何も判断していないと批判する。⁽⁶³⁾

(ii) そして、Rouvière は、このような両期間の性質をもって両期間を区別すべきであるとし、その特徴が明白になる場合として、裁判官の職権によって処理されるか否かという基準を示す。⁽⁶⁴⁾ すなわち、期間が証明のためのものである場合、裁判官は職権でこれを処理することができず、その理由は証明の制度は私益のためのものであるからとしている。他方で、期間が訴権消滅のためのものである場合、裁判官はこれを職権により処理することができ、その理由は民事的な制裁は一般利益のためのものであるか

(63) Balat, *supra* note 50, 1243.

なお、訴権消滅の条項または合意による訴権消滅の問題について何が次の段階となるであろうか述べた上で、第1段階は破毀院の他部や事実審裁判官によりこれらの条項の有効性の確認をすること、第2段階は観念的にこれら条項の性質決定の基準の洗練をすること、第3段階は今のところ欠陥のあるこれら条項の法制度の正確さを高めることにあるとする。最後に、このような状況が、次の10年間の紛争を助長させるとし、期間の秩序は存在せず、期待は禁じられるとして、今後もこの問題について紛争が起こるであろうとする。

(64) たとえば、すべての民事手続きに関する期間が裁判官の職権によって処理されるのではなく、訴訟手続きの滅効 (*péremption d'instance*) は訴権消滅期間の規定に服さないため、滅効は訴権消滅期間としての性質を有しないとす。反対に、消費法典では2008年以来、すべての規定について裁判官が職権でこれを処理することができる。また、民事訴訟法典は、訴訟不受理事由 (*fins de non-recevoir*) については職権による処理を定めており、それは公序の性質を有するであろうとする。Rouvière, *supra* note 57, p. 8.

らとしている。ただし、訴権消滅期間が公序のためのものであるというのには矛盾が残ってしまうとする。その理由は、保護の公序は私益をも保護するからである。このことから、Rouvière はすべての訴権消滅期間は公序のためのものであるが、すべての公序のための期間が訴権消滅期間ではないとしている⁽⁶⁵⁾。これにより、訴権消滅期間であるか否かの区別基準はあくまで制裁を目的としているか否かであって、公序のための期間であるか否かではないとしていると理解できる。

(iii) Mignot は、訴権消滅や失権は民事手続期間の制裁であると考え、訴権消滅期間は民事手続期間を対象とするものと考えられることができる。そして、時効期間と訴権消滅期間を区別する最善の方法は、期間の目的 (objet des délais) に基づく分類であるとする。具体的には、権利・債権に関する期間は時効期間であり、裁判上の請求やその他の行為を行う自由に関する期間は訴権消滅期間であるとする⁽⁶⁶⁾。また、期間を性質決定するのは裁判官の役目であり、ある期間を訴権消滅期間と性質決定する際には、本質 (fond) が考慮されるとも指摘している。そして、ある期間が訴権消滅期間であるのは、迅速に法的関係を安定させることを目的としている場合または行為が重要な場合であるとしている⁽⁶⁷⁾。

(iv) Cagnoli は①判決について、同判決は時効期間と訴権消滅期間との明確な区別をすることなく妥協したものであると評価している。その根拠

(65) Rouvière, *supra* note 57, p. 8.

(66) なお、原則として、ある期間は時効であり、法律上の性質決定がなければ、その期間はやはり時効期間であるとしている。(Mignot *supra* note 47, n° 112.)

(67) Mignot, *supra* note 47, n° 112.

として、裁判所は債権者の訴えるための権利に関する期間を定める条項は訴権消滅期間を構成するとしているが、この理解は、時効もまた訴えるための権利を妨げる訴訟不受理事由として表れていることを忘れていると指摘する。それでは、どのように時効期間と訴権消滅期間を区別すべきかについては、「実をいうと、当事者による『時効』または『訴権消滅』の語の使用だけが、当事者の意思を決定する性質のものである」としている。⁽⁶⁸⁾

〈まとめ〉

以上、2008年の改正後に訴権消滅期間に関する合意との関連で時効期間との区別に言及した学説を概観してきたが、判断基準に関する統一的な見解は見出せなかった。

Balat は当事者が合意により訴権消滅期間を創設することができるとしているが、判例からはその基準を見出すことはできないとしている。そこで、各学説の示す基準を見てみると、Rouvière は時効期間を証明のための期間とし、また、訴権消滅期間を権利不行使に対する制裁と捉えたうえで、当事者間で定められた期間が制裁を目的としているか否かにより両期間を区別すべきであるとしている。また、Mignot も時効期間と訴権消滅期間を区別する最善の方法は、期間の目的に基づく分類であるとするが、その基準は、権利・債権に関する期間であるか、もしくは、裁判上の請求やその他の行為を行う自由に関する期間であるとしており、ある期間が訴権消滅期間であるのは、迅速に法的関係を安定させることを目的としている場合、または行為が重要な場合であるとしている。Cagnoli は①判決と同じく、当事者が期間に関する合意をした際に用いた文言によってしか性

(68) P. Cagnoli, *Cautionnement- La clause qui fixe un terme au droit d'agir du créancier institue un délai de forclusion*, Lettre d'actualité des Procédures collectives civiles et commerciales n°4, Mars 2016, alerte 53, n°3.

質決定できないとする。

このように、いかなる判断基準により訴権消滅期間と時効期間を区別するかについては学説は区々であったといえ、学説からもその判断基準を見出すことはできなかった。しかしながら、当事者が合意した期間の性質について、当事者がいかなる目的をもって当該期間を定めたのかという点に着目して、当該期間が訴権消滅期間であるか時効期間であるかを考えなければならぬことが示されていた点は注目に値するといえるであろう。

第3節 小括

第2章においても確認したように、2008年時効法改正時の理解としては、訴権消滅期間に関する合意は認められないというものであった。このとき念頭に置かれていたのは民事手続きのための期間といった法定されている訴権消滅期間であって、円滑な訴訟進行といった公序のための期間であったと考えられる。これに対し、①判決や②判決で見られた訴権消滅期間は、保証人や債務不履行に陥った者に対する賠償請求に関する期間制限を目的としていたことから、先の期間とは趣を異にするものであるといえる。実際、両判決で示された期間は相手方に対して早期の権利行使を促すことを目的としており、それにより実現されるのは、訴権消滅期間内に債権者に権利を行使させることで契約内容を早期に実現したり、また、債務不履行等があった場合には訴権消滅期間内に相手方に対して速やかに損害賠償請求をさせることで、契約関係を早期に安定させるといった私益であると理解することができる。そのため、破毀院は訴権消滅期間に関する合意を認めたものと理解することができるのではないであろうか。ただし、本章第1節においても述べたように、破毀院は当事者が合意により定めた期間の性質決定をどのようにして行っているかは明らかにしていない。

他方で、2008年時効法改正後の学説においては、当事者が訴権消滅期
68(1146) 法と政治 70巻4号 (2020年2月)

間を合意により創設することができることを前提に、当該期間の性質決定の議論がなされている。このような状況は、時効期間や訴権消滅期間を含めた権利者の権利等に関する期間について広く私的自治が認められ、また活用されはじめていることの表れではないであろうか。実際、法定されている時効期間よりも訴権消滅期間を短く設定することは当事者間での取引関係の早期確定に資するなど、当事者の利益につながるものとなる。従来は訴訟不受理とするために用いられていた訴権消滅期間であったが、これとは似て非なるものとして新たな「訴権消滅期間」（本来であれば別の語をあてるべきではあるが、フランス法上「forclusion」で統一されているため、ここではあえて同じ訳語をあてることにする）という概念が改正後により顕著に見られるようになったといえる。そして、当事者がいかなる目的をもって当該期間を定めたのかについては、統一的な見解は示されていないもの、期間の性質に着目して解釈する必要があることが指摘されていた点で興味深いものであったといえる。

第4章 おわりに

以上、本稿では訴権消滅期間に関する合意についてフランスにおいてどのように捉えられているのか、2008年改正後における訴権消滅期間の合意による変更（創出）に関する判例および学説を概観してきた。フランスにおいては従来より予定期間に関する議論が行われていたが、ここでいう予定期間（訴権消滅期間を含む）はその名の通り、あらかじめ起算点が固定されている法定されている期間を指しているものと理解できる（上訴のための1か月の期間など）。これに対し、本稿で取り上げた破毀院商事部2016年1月26日判決においてみられた訴権消滅期間に関する合意とは、

(69) M. Vasseur, *Délais préfix, délais de prescription, délais de procédure*, RTD civ. 1950, n°9, p. 448, etc..

法定されている期間について合意によりその長さを変更したのではなく、当事者が権利行使を促すことを目的として創出したものであると理解することができる。そのため、少なくとも法定されている訴権消滅期間とは異なる性質を帯びた期間であるといえるのではないであろうか。このように理解すると、期間の合意による創出については、契約当事者の意思の解釈というものが必要になってくると思われる。その際、当事者が単に期間を定めたにとどまる場合、2254条に定められる時効期間の合意による変更であるのか、当事者間での訴権消滅期間の創出であるのかは文言のみでは判断できないおそれもある。この点で、学説はいかなる目的をもって定められた期間であるのかに着目していると考えられる。そして、それは従来の訴権消滅期間の変更、訴権消滅期間の創出、時効期間の合意による変更、のいずれであるのかを確定するために必要な視点であるといえる。このように理解すれば、単に法定されているか否かだけでは判断できない問題であること、破毀院が旧1134条を根拠として判断していることもつじつまが合い、2008年時効法改正時に述べられていた訴権消滅期間に関する合意は認められないという説明とも整合性がとれるものと思われる。

そして、このような判断は2016年1月26日判決によって2008年改正後初めて認められたものと評釈においても述べられているように、2220条との関連を含めての議論はこれから発展していくものと考えられる。なお、当事者が「forclusion」の語を用いたわけではなく、裁判所が「forclusion」であるとの性質決定を行っているのであるが、これは2254条の適用がないということ、当事者が合意した際の文言を字義どおりに解釈すれば期間満了の効果が訴権の消滅であると理解できることから「forclusion」の語をあてたものと理解できる。とすると、本来は別の語を充てるべきであろう。そして、今後は創出された期間に他の時効の規定の適用があるのか、2220条にいう「forclusion」と同様の扱いをしていいのかについて、期間

70(1148) 法と政治 70巻4号 (2020年2月)

の性質に立ち返って議論することになってくると思われる。日本においても当事者が契約により権利行使期間を創出していることから、日本法の検討においても当事者の合意の目的や契約・権利の性質に着目した解釈が必要になってくるものと思われる。

なお、本稿で取り上げることのできる判例や学説が限定されてしまったが、今後の議論の蓄積を期待し、フランス法における合意による訴権消滅期間の創出に関する詳細な検討は他日を期したい。

La nature des délais conventionnel entre les parties

Ikuma KAWAKAMI

Table des matière

Chapitre 1 : Introduction

Chapitre 2 : Sommaire du délai de forclusion

Chapitre 3 : De débat sur aménagement conventionnel du délai de forclusion

Chapitre 4 : Conclusion

Une part l'article 2254 du Code civil dispose que «La durée de la prescription peut être abrégée ou allongée par accord des parties». D'autre part, l'article 2220 du Code civil dispose que «Les délais de forclusion ne sont pas, sauf dispositions contraires prévues par la loi, régis par le présent titre». Si on réfléchit ensemble ces articles, les parties ne puissent pas aménager de délai de forclusion. Aussi au Sénat, le rapporteur avait dit que les délais de forclusion devaient avoir un point de départ spécifique, prévu par les lois qui les ont instaurés ou, à défaut, par la jurisprudence, et ne sont susceptibles ni de suspension ni d'aménagement contractuel.

Mais La Cour de cassation a admit sans doute possible la validité des clauses de forclusion (Cass. Com., 26 janvier 2016, Bull. Civ. I , n° 12.). Cet arrêt a dit seulement «la clause qui fixe un terme au droit d'agir du créancier institue un délai de forclusion». Le fondement dont les parties peuvent aménager est incertain.

C'est ainsi que nous recherchont des critère de la distinction ces délais.